

議案第12号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

令和7年度に新たに交野市立交野みらい学園が開校することに伴い、当該学校施設の使用料について定めたため、条例改正を行う。

2. 条例改正の内容

別表を交野市立交野みらい学園を除く学校施設使用料として、同表を別表第1とし、別表第1の次に交野市立交野みらい学園の施設使用料を定める別表第2を加える。

別表第1の内容

交野市立交野みらい学園を除く交野市立学校の施設使用料

	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
屋内運動場 (空調設備使用時)	750円 (+500円/時間)	1,000円 (+500円/時間)	1,000円 (+500円/時間)
屋外運動場	300円	400円	400円

別表第2の内容

交野市立交野みらい学園の施設使用料

	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
屋内運動場 (空調設備使用時)	1,500円 (+1,000円/時間)	2,000円 (+1,000円/時間)	2,000円 (+1,000円/時間)
屋外運動場	300円	400円	400円
多目的ホール (空調設備使用時)	750円 (+500円/時間)	1,000円 (+500円/時間)	1,000円 (+500円/時間)

※既存の学校と面積や施設が異なることから、表を区別して交野市立交野みらい学園の施設使用料を設定するもの。既存校と比較して、面積が約2倍となる屋内運動場の施設及び空調設備の使用料は2倍の額とし、面積が同等である屋外運動場（照明設備は無し）の使用料は同額とする。また、多目的ホールについては、既存校の屋内運動場の面積と同等と考えられるため同額として使用料を定める。

3. 施行期日

令和7年4月1日

交野市立学校施設使用条例（昭和40年条例第8号）新旧対照表

新				旧																																																									
<p>(使用料)</p> <p>第2条 使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(賠償)</p> <p>第7条 施設の使用により建物又は附属物を破損、滅失したときは、不可抗力による場合を除き、使用者はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表第1</p> <p>交野市立学校（交野市立交野みらい学園を除く。）の施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">午前9時から午</th> <th colspan="2">午後1時から午</th> <th colspan="2">午後5時から午</th> </tr> <tr> <th colspan="2">前12時まで</th> <th colspan="2">後5時まで</th> <th colspan="2">後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場</td> <td colspan="2">750円</td> <td colspan="2">1,000円</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td colspan="2">300円</td> <td colspan="2">400円</td> <td colspan="2">400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 屋外運動場の照明設備を使用するときは、使用料として1時間当たり50円を加算する。 放送設備を使用するときは、使用料として1,000円を加算する。 屋内運動場の空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり500円を加算する。 <p>別表第2</p>				施設の種類	午前9時から午		午後1時から午		午後5時から午		前12時まで		後5時まで		後9時まで		屋内運動場	750円		1,000円		1,000円		屋外運動場	300円		400円		400円		<p>(使用料)</p> <p>第2条 使用料は、別表_____に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(賠償)</p> <p>第7条 施設の使用により建物又は附属物を破損、滅失したときは、不可抗力による場合のほか使用者はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表</p> <p>施設使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">午前9時から1</th> <th colspan="2">午後1時から5</th> <th colspan="2">午後5時から9</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2時</th> <th colspan="2">時</th> <th colspan="2">時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場</td> <td colspan="2">750円</td> <td colspan="2">1,000円</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td colspan="2">300円</td> <td colspan="2">400円</td> <td colspan="2">400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 屋外運動場の照明設備を使用するときは、使用料として1時間当たり50円を加算する。 放送設備を使用するときは、使用料として1,000円を加算する。 屋内運動場の空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり500円を加算する。 				施設の種類	午前9時から1		午後1時から5		午後5時から9		2時		時		時		屋内運動場	750円		1,000円		1,000円		屋外運動場	300円		400円		400円	
施設の種類	午前9時から午		午後1時から午		午後5時から午																																																								
	前12時まで		後5時まで		後9時まで																																																								
屋内運動場	750円		1,000円		1,000円																																																								
屋外運動場	300円		400円		400円																																																								
施設の種類	午前9時から1		午後1時から5		午後5時から9																																																								
	2時		時		時																																																								
屋内運動場	750円		1,000円		1,000円																																																								
屋外運動場	300円		400円		400円																																																								

新				旧			
交野市立交野みらい学園の施設使用料							
	使用時間	午前 9 時から午	午後 1 時から午	午後 5 時から午			
施設の名称		前 1 2 時まで	後 5 時まで	後 9 時まで			
屋内運動場		1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円			
屋外運動場		3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円			
多目的ホール		7 5 0 円	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円			
備考							
1 放送設備を使用するときは、使用料として1, 0 0 0 円を加算する。							
2 屋内運動場の空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり1, 0 0 0 円を加算する。							
3 多目的ホールの空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり5 0 0 円を加算する。							